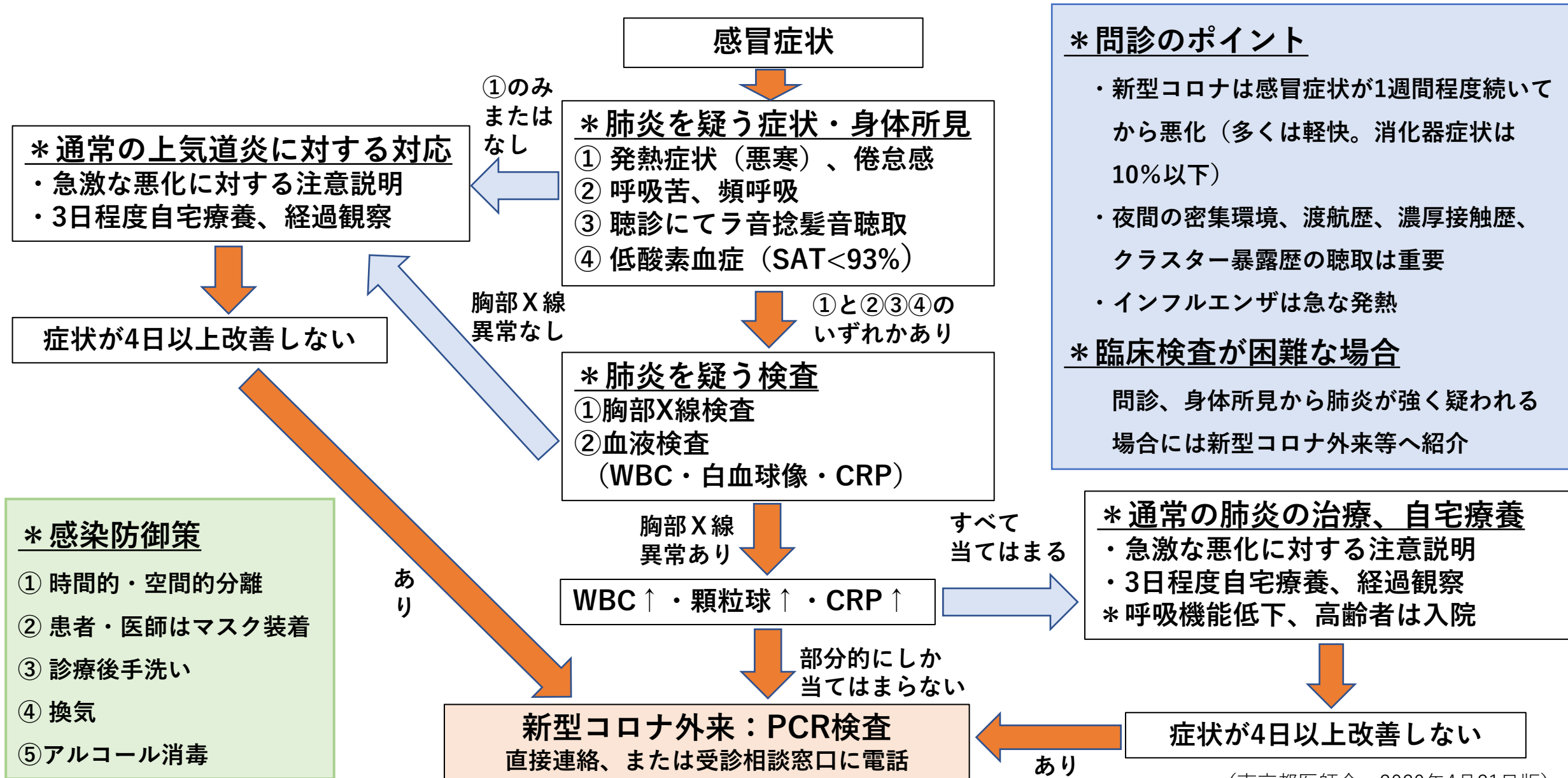


# 新型コロナウイルス感染症を意識したかかりつけ医の外来診療の目安

～新型コロナウイルス感染症を恐れ過ぎず、しっかりとかかりつけ医の役割を果たす～



# 医療機関における対応ガイド

## 濃厚接触の範囲（厚生労働省）

- ① 新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- ② 適切な感染防御なしに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ③ 新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高いもの

## 各医療機関の外来に共通する感染予防策

基本的に誰もがこのウイルスを保有している可能性があることを考慮

- ・ 外来診察の際の標準予防策：サージカルマスクの着用と手指衛生の励行
- ・ 患者の鼻腔や咽頭から検体を採取する際：  
サージカルマスク等及び眼の防護具（ゴーグルまたはフェイスシールド）、ガウン、手袋の着用
- ・ 患者の診察において上記感染予防策を取ることが困難な場合は、最寄りの帰国者・接触者外来に紹介
- ・ 感染予防策を適切に講じていれば、濃厚接触者には該当しない
- ・ 患者と医師がマスクを着用している場合は暴露のリスクは低リスクに該当し、無症状の医療従事者に対する就業制限はない

## 応召義務と診療拒否の「正当な事由」

発熱や上気道炎症状を有するのみでは診療拒否の「正当な事由」に該当せず。診療が困難である場合は、少なくとも帰国者・接触者外来や新型コロナウイルス感染症の患者を診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨すること